

基金の返還

2007年4月以降に新設の医療法人では、基金制度を採用している法人が少なくありません。個人で開業しておられる院長先生が、基金拠出型医療法人を選択して医療法人を設立する場合、設立当初の運転資金を賄うために、理事長(院長先生)他、設立した医療法人の役員が当該法人に基金を拠出します。この基金は、拠出者の医療法人に対する債権であり、一定の要件を満たす場合、返還されます。そこで本稿では、この基金の返還について解説します。

1. 基金制度の概要

基金制度は、拠出者が持分の定めのない医療法人(以下「拠出型医療法人」)に拠出した金銭その他の財産について、当該医療法人の定款に定められた基金制度の規定に則り、返還手続きを行った場合、拠出者に金銭が返還されるという制度です。

また、この制度では、金銭以外の財産を拠出した場合には、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還を受けることができます。

拠出型医療法人のうち、基金制度を採用している医療法人(以下「基金拠出型医療法人」)は、募集事項を定めて基金を募集します。基金の引受をする者(以下「基金拠出者」)は、募集事項に定める内容について基金拠出の意思表示を行い、その基金の総額のうち、割当てを受けた金額について、当該医療法人に対して、払込その他の方法により、金銭又は金銭以外の財産を基金に拠出します。

2. 基金の返還について

基金は、基金拠出者にとっては貸付金等と同様の債権です。一方、この基金は、基金拠出型医療法人にとって基礎的財産の性格を有するため、基金の返還については、一般債権とは異なる、特殊な手続きが定められています。なお、基金には、利息を付すことはできません。

【基金返還の手続き及び要件】

- 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行われなければなりません。
- 貸借対照表の純資産額が基金の総額と資本剰余金等の金額の合計額を超える場合、当該会計年度の決算確定に関する定時社員総会の前日までに、当該超過額を限度として基金を返還することができます。

【具体例】

(1) 前提条件

- 決算期:3月決算法人
- 定時社員総会開催日:3月末、5月末
- 基金の総額:50,000千円(設立時から変動なし)
- 純資産額:60,000千円(X2年3月期時点)

(2) 基金の返還限度額

- 基金返還額:60,000千円 - 50,000千円 = 10,000千円

(3) 基金の返還手続及び時期

上記の例では、まず、X2年3月期の決算確定に関する定時社員総会(X2年5月開催)において基金の返還について決議を行います。その後、実際の基金の返還は、当該事業年度(X2年3月期)の翌事業年度(X3年3月期)に係る決算確定に関する定時社員総会(X3年5月末)の前日までに行います。



【基金の返還につき、法令上の違反があった場合】

上記のとおり、基金の返還は、「貸借対照表の純資産額が基金の総額と資本剰余金等の金額の合計額を超える場合、当該超過額を限度として基金を返還することができる」ことが法令上のルールとなっています。この限度額を超えて基金の返還が行われた場合、社団医療法人の債権者は、返還を受けた者に対して、当該返還額の社団医療法人への返還を請求することができます。

なお、返還を受けた者及び返還に関する職務を行った業務執行者は連帯して、医療法人に対して、弁済の責任を負うこととなります。

3. 代替基金の設定

基金を返還する場合、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上しなければなりません。なお、代替基金を取り崩すことはできません。

【仕訳例】

基金 10,000千円 / 現金預金 10,000千円
 利益剰余金 10,000千円 / 代替基金 10,000千円

4. 貸借対照表の表示

基金の総額及び代替基金は、貸借対照表の純資産の部に基金、あるいは代替基金の科目をもって計上しなければなりません。なお、基金の返還手続きによって生じた債務の額を負債の部に計上することはできません。

5. 基金制度と税制

【法人税等の取扱】

基金は、基本的に、基金拠出者と医療法人の債権債務関係（例えば、現金を基金に拠出する取引）であり、損益取引でないため、法人税等の課税対象にはなりません。

また、基金は、貸借対照表上、純資産に計上しますが、資本金ではないため、税務上の資本金等に係る判定にも影響しません。

【相続税等の取扱】

基金は個人の債権であり、相続や贈与により所有権が移転した場合には、相続税又は贈与税の課税対象となります。したがって、基金が多額のケースで、基金拠出者（理事長）に相続が発生した場合には、遺産分割の問題や、基金に対する税金に係る納税資金の問題等が生じることが想定されます。

相続の発生の際に、遺産分割協議が難航することが想定される場合には、遺産分割対策の一環から、事前に基金の返還を行い、換金しておくことも有効と思われます。

6. おわりに

医療法改正により、基金制度が創設されてからおよそ17年が経過しましたが、医療法人の設立時に運転資金相当額を基金拠出し、その後基金の返還手続きを行わず、設立当初と同額の基金が貸借対照表に計上されているケースは少なくありません。また、業績が好調な医療法人にあっては、純資産が積み上げられ、基金の返還条件を満たしているケースも多いものと思われます。

そのため、基金拠出者の相続を見据えて考えると、基金拠出者個人の財産である基金も、他の個人財産と同様に、相続税等の課税対象となるため、金額が大きい場合には、対策の検討が望まれます。

（本資料の著作権はすべて税理士法人山田&パートナーズに帰属します。）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性について保証をするものではありません。また、発行日現在の法令・関係規則等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引の勧誘を目的としたものではありません。

